

- 第 1 条 名称及び所在地
名称を「なないろ保育園」（以下、本保育室）とし、本保育室を伊丹市昆陽南 1-1-5 に置く。
- 第 2 条 設置者
設置者を、有限会社ホワイト企画（以下、弊社）（住所：伊丹市中央 4-4-12）とする。
- 第 3 条 管理者
管理者を、園長 坂上 公平（住所：前条と同じ）とする。
- 第 4 条 目的
病気やけがのため集団保育の困難な児童・生徒を一時的に預かる業務を行うことにより、地域の子育て支援を目的とする。
- 第 5 条 看護保育の方針
小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。
- 第 6 条 病児保育の対象
1. 利用対象は、1 歳から概ね未就学までの児童で、病気やけがであることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない理由で、家庭で育児が困難な場合とする。
2. 感染力、重症度等の観点から、麻疹、結核、新型インフルエンザ、その他感染力の強いものは対象から外す。また、満 1 歳に達した児童は麻疹風疹混合ワクチン BCG を接種していることを利用の条件とする。
3. 定員は 3 名とする。但し、やむを得ない事由により定員を下回って、または一時的に超えて受け入れる場合がある。
- 第 7 条 利用方法
1. 利用時間は次のとおりとする。
月～金曜日：8:00～18:00（17:00 以降は延長保育）
（休室日：土曜、日曜、祝日、年末年始）
2. 予約は次のとおりとする。
①前日 17:00 まで、もしくは当日の午前 9 時 00 分までに電話予約をする。
②利用当日の予約は定員に余裕があるときに限り受け付ける。
③予約のキャンセルは利用日当日の午前 9 時 00 分までとする。
（利用初日は受診後、医師の判断でのキャンセルの場合は別途受付ます）
3. 利用時提出書類は次のとおりとする。「病状連絡票」は利用者が記入し、「医師連絡票」は主治医に記入してもらい、利用日当日に本保育室へ提出する。
4. 病状の変化した時の対応について
本保育室が、弊社もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けたあとすみやかに対応すること。ただし、けいれんなど、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。
- 第 8 条 利用料金等
1. 基本料金は 1 日当たり 3,000 円とする。
2. オムツなどの必要な身の回りの物は各自で用意すること。また、用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したのものについては別途費用を支払う。
- 第 9 条 利用料金支払方法

利用料金はお迎え時に支払い、別途生じた費用はお迎え時に精算する。

第10条 補償制度

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことが出来ない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第11条 利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ② 新型インフルエンザ等感染症の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。
- ③ 気象警報等が発令されたとき。
- ④ 本保育室の保育方法に同意しないとき。
- ⑤ 本利用規約に従わないとき。

第12条 保護者の義務

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第13条 相談窓口

利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、園長坂上公平（電話 072-771-0080）とする。

第14条 規約の変更

本規約の変更は弊社が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用申請をします。

令和 年 月 日

保護者署名欄

_____ 印